



第 1 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	令和 4 年 (行コ) 第 1 9 8 号	
期	日	令和 4 年 1 2 月 8 日 午 前 1 1 時 0 0 分
場 所 及 び 公 開 の 有 無		東 京 高 等 裁 判 所 第 1 4 民 事 部 法 廷 で 公 開
裁 判 長 裁 判 官	石 井	浩
裁 判 官	飯 畑	勝 之
裁 判 官	郡 司	英 明
裁 判 所 書 記 官	阿 部	健 太 郎
出 頭 し た 当 事 者 等	控 訴 人 代 表 者	
	控 訴 人 代 理 人	平 裕 介
	控 訴 人 代 理 人	出 口 か お り
	控 訴 人 代 理 人	井 桁 大 介
	控 訴 人 代 理 人	亀 石 倫 子
	控 訴 人 代 理 人	三 宅 千 晶
	控 訴 人 代 理 人	福 田 健 治
	被 控 訴 人 国 指 定 代 理 人	奥 江 隆 太
	被 控 訴 人 国 指 定 代 理 人	友 延 裕 美
	被 控 訴 人 国 指 定 代 理 人	中 村 志 緒 香
	被 控 訴 人 国 指 定 代 理 人	杉 山 春 男
	被 控 訴 人 国 指 定 代 理 人	村 川 拓 也
	被 控 訴 人	
	被 控 訴 人	代 理 人

被控訴人

代理人

指 定 期 日

令和5年4月13日午前11時30分

弁 論 の 要 領 等

控訴人

控訴状陳述

被控訴人国

控訴答弁書陳述

被控訴人

合同会社

答弁書陳述

被控訴人

控訴答弁書陳述

当事者双方

原判決記載のとおり原審口頭弁論の結果陳述

控訴人

- 1 控訴理由書陳述
- 2 控訴理由要約書陳述
- 3 訂正申立書（令和4年12月7日受付のもの）陳述
- 4 第1準備書面（令和4年11月10日受付のもの）陳述
- 5 第2準備書面（令和4年11月28日受付のもの）陳述
- 6 第3準備書面（令和4年11月28日受付のもの）陳述
- 7 第4準備書面（令和4年12月1日受付のもの）陳述
- 8 第5準備書面（令和4年12月1日受付のもの）陳述

控訴人代表者

別紙「控訴人代表者意見陳述要旨」のとおり意見陳述


控訴人代理人亀石倫子

別紙「意見陳述要旨」のとおり意見陳述

控訴人

令和5年2月末までに、世論調査結果を踏まえた追加の主張立証等を行
う。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 阿 部 健 太 郎 

(別 紙)

令和4年(行コ)第198号 持続化給付金等支払請求控訴事件

被控訴人 国 外2名

控訴人代表者意見陳述要旨

2022年12月8日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 福 田 健 治

控訴人代表者による意見陳述の要旨は下記のとおりである。

記

- 1 2020年時点のコロナ禍の過酷さ。社会全体のパニックの様子。緊急事態宣言によって経済が止まってしまったこと。客商売として絶望的な状況だったこと。
- 2 当時の首相は、国ができる限りの支援をするから国民の皆さんは頑張って耐えてくださいと言っていたこと。
- 3 性風俗事業者が支援対象から外されて、絶望と恐ろしさを感じたこと。災害時に起こりがちな排外的な攻撃が自分たちに向かってくるかもしれないと思ったこと。その恐怖は国による差別によって生まれたこと。
- 4 国会ではこれまで対象から外してきたから今回も外すと議論されていたが、それは差別にほかならないこと。歴史上、司法こそそのような過ちを正してきたこと。
- 5 性風俗産業は大きな産業で、ごく普通の人々が働き、また利用していること。控訴人代表者もまたそうであり、この仕事に従事し、誇りを抱いていること。
- 6 差別が許されないことを、司法にしっかりと判断してほしいこと。

以 上

(別 紙)

令和4年(行コ)第198号 持続化給付金等支払請求控訴事件

被控訴人 国 外2名

意見陳述要旨

2022年12月8日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 亀石倫子

原判決は、性風俗関連特殊営業は大多数の国民が共有する性的道義観念に反する、と言いました。しかし、このような認定は、風営法の条文からも、風営法改正のときの政府答弁からも導くことはできません。

昭和59年に風営法が改正された時の政府答弁は、性風俗営業に対する規制について、犯罪行為との結びつきやすさや青少年の健全育成を根拠にしていました。

平成10年改正の時の政府答弁では、性風俗営業に対する規制が風俗営業に対する規制とは異なる理由として、初めて「本質的に不健全」という言葉が出てきました。しかし、やはりその根拠は売春やわいせつ事犯などとの結びつきやすさでした。

いずれの改正の時も、性道徳や性的道義観念なるものは、まったく考慮されませんでした。

「本質的に不健全」という説明は、平成10年改正の審議の終盤で、突然出てきたものでした。そして、この説明が国会議事録に出てくるのは、これが最後です。なぜ、

このとき突然出てきたのか。それは、風俗営業と性風俗営業の差別化を進めたいと考えていた警察関係者の政策的意図のあらわれ、いいかえれば、健全化の対象とされる風俗営業と比較するために、性風俗営業は「不健全」なものでなければならなかったのです。

それまで不明瞭だった「不健全」の内容を、2つの性道徳原則から説明したのが蔭山信氏の「注解風営法」でした。2つの性道徳原則とは、性行為非公然性の原則と、本質的不健全性の原則です。

蔭山氏はまず、性風俗関連特殊営業を、その他の風俗営業と対比させるために本質的に健全化できない業種であるとししました。そして、健全化できないということは本質的に不健全であると言い換えます。そして、本質的に不健全である理由として2つの性道徳原則をあげ、それゆえに健全化できないというループを生み出しました。原判決は、このループを根拠として、性風俗営業は「健全化」の対象になりえないと結論づけました。

しかし、風営法の条文に「健全化」が盛り込まれた経緯をみれば、風営法における健全性の概念は、性的道義観念に適うか否かとはまったく関係がないことがわかります。

昭和59年改正や平成10年改正のときの政府答弁を踏まえても、また、条文解釈としても、性風俗関連特殊営業が国民の性的道義観念に反すると認定することは、できないはずで

そもそも「大多数の国民が共有する性的道義観念」などというものは、存在するのでしょうか。仮にあるとして、性風俗関連特殊営業は、それに反するのでしょうか。私たちは、この間に、ある調査を行いました。控訴審で明らかにするつもりです。

性風俗関連特殊営業に含まれる営業は、それぞれまったく業態が異なります。肉体的な接触を伴うサービスを提供するデリバリーヘルス、舞台上でダンスやパフォーマンスを見せるストリップ劇場、場所を提供するラブホテル、商品を販売するアダルトショップ。

時代が変わり、社会や人々の意識が変わっていくなかで、それぞれの営業が提供するサービスや価値、そして人々がそれらを必要とする理由も、変化しています。

たとえばいま、男性の4人に1人は、50歳までに一度も結婚したことがありません。未婚率は年々上がっており、性的な関係を持つような特定のパートナーがいない人が増えています。また、結婚している人の半分以上が、いわゆるセックスレスだといわれています。人生の伴侶と性的なパートナーは、必ずしも一致しない現実があります。デリバリーヘルスの市場規模が大きく成長している背景には、そうした社会の変化があります。

ラブホテルは、最近では女子会やリモートワークをするために使われることがあります。普通のホテルも時間単位で部屋を貸すようになり、使われ方の違いがなくなりつつあります。

かつて全国に400軒あったといわれるストリップ劇場は、今や18軒になりました。どの劇場でも、ここ数年で女性客が増えました。見応えのあるダンスやパフォー

マンスを女性も楽しむことができる場所になっています。生き残りをかけて、ストリップ劇場は独自の文化を築いているのです。

変わりゆく性風俗関連特殊営業。ですが、そこで働く人たちにとっては、日々の生活の糧を得るための、いたって普通の仕事です。

あるラブホテルでは、従業員のほとんどは副業として働くパートタイマーで、4分の1は高齢者です。本業の給料や年金では足りない生活費をパートで補っています。

また、日本の女性労働者の100人に1人は、セックスワークに従事していると推計されます。一人で高齢の親の生活を支える女性、一人で子どもを育てる女性、病気の治療をしながら働く女性。それぞれの事情を抱えながら、人から必要とされ、感謝される仕事にやりがいを感じています。

もし事業者が廃業すれば、この人たちの生活はたちまち立ちゆかなくなり、自らの職業として選択した仕事を失うのです。

「私たちはモンスターじゃない」。あるセックスワーカーが、そう言っていました。人は、未知のものを恐れます。知らない国、知らない民族、知らない病気。知らないから恐れ、それが差別や偏見につながります。

裁判官のみなさんには、性風俗関連特殊営業とは、それぞれどういう事業であり、事業者や従業員がどういう人たちなのかを、知っていただきたいと思います。

以上